

平成28年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会28-①)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ的確な審査					
施策の概要	企業結合(株式取得, 合併, 分割, 共同株式移転及び事業譲受け等)について, 届出に基づいて, 迅速かつ的確な企業結合審査を行い, 独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに, 主要な企業結合事例を公表することにより, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。					
達成すべき目標	企業結合(株式取得, 合併, 分割, 共同株式移転及び事業譲受け等)について, 迅速かつ的確な企業結合審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	8,081	7,366	8,279	10,444
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	8,081	7,366		
執行額(千円)	6,808	7,377				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況(第1次審査)(注1)	実績値					評価対象年度	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度～27年度	目標達成
		100%	100%	100%	100%	100%		
	年度ごとの目標値	届出の受理後30日以内						
	企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況(第2次審査に移行したもの)(注2)	実績値					評価対象年度	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度～27年度	目標達成
		100%	100%	100%	100%	100%		
	年度ごとの目標値	全ての報告等の受理後90日以内						
	的確な企業結合審査, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
23年度		24年度	25年度	26年度	27年度	25年度～27年度	相当程度進展あり	
別紙のとおり。								
年度ごとの目標値								

(注1) 当該年度内に届出を受理した事案であって, 処理が終了した年度にかかわらず, 受理後30日以内に処理した件数の割合を算出している。

(注2) 当該年度内に届出を受理した事案であって, 処理が終了した年度にかかわらず, 全ての報告等の受理後90日以内に処理した件数の割合を算出している。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 企業結合計画の届出を受理した案件については, 届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除き, 全ての案件について目標の処理期間内に処理を行っていることから, 具体的な数値目標を達成している。 その他の指標をみると, 「企業結合公表事例集の事例1件当たりの頁数」, 「公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数」及び「企業結合審査によって保護された消費者利益額」については, 各年度間でばらつきがあるものの, おおむね高水準で推移しており, 企業結合の迅速かつ的確な審査が, 公正かつ自由な競争を維持・促進する上で相当程度寄与したものと考えられる。
	施策の分析	測定指標全体を通じて評価すれば, 本件取組は, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し, 公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要かつ有効であり, また, その活動は効率的であったと評価できる。 なお, 禁止期間の短縮を行った件数の増加は, 公正取引委員会が, 迅速に企業結合審査を行ったことの表れであると考えられるが, 企業結合審査の迅速性に対する当事会社のニーズは高いことから, 引き続き重点を置く必要がある。また, 今後とも経済学の知見を中心に専門的知識を活用する必要がある企業結合案件に適切に対応するとともに, 事業者の参考となる情報提供などを積極的に行っていく必要がある。

	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 引き続き、企業結合について、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進していくこととする。</p> <p>【測定指標】 本件取組は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要であり、かつ、一定の有効性及び効率性があったと評価できる。そのため、各指標とも現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していくこととするが、事例集については、一般国民への影響が大きい案件や問題解消措置を採った案件といった注目度の高い案件を記載するなど、掲載内容の充実努める。</p>
--	---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・平成26年度の公表案件のアクセス数について、平成26年度よりも平成27年度が上回っているが、理由があれば説明を追記していただきたい。(若林委員) (意見を踏まえ、実績評価書について所要の修正を行った。)</p> <p>・個別の企業結合審査結果の検証についても行っていく必要があるのではないか。(田中委員) (企業結合審査の事後検証についてはこれまでも競争政策研究センターの共同研究等で行ってきており、今後必要に応じて事後検証を検討していく旨回答した。)</p> <p>・迅速な企業結合審査の測定指標について、現在は法定の期限内に処理をした案件の割合で測定を行っているが、案件の平均処理期間も測定指標に加えてはどうか。(柿崎委員) (必要な処理期間は案件の困難性によって異なるため、測定指標として設定するのは困難である旨回答した。)</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>「平成25年度における主要な企業結合事例について」(平成26年6月11日公表) 「平成26年度における主要な企業結合事例について」(平成27年6月10日公表) 「平成27年度における主要な企業結合事例について」(平成28年6月8日公表)</p> <p>(注) 前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
---------------------------	--

担当部局名	企業結合課	作成責任者名 (※記入は任意)	企業結合課長 品川 武	政策評価実施時期	平成28年4月～7月
-------	-------	--------------------	-------------	----------	------------

		施策の進捗状況(実績)				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
測定指標	的確な企業結合審査, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止状況	以下を始め, 的確な企業結合審査に努め, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め, 的確な企業結合審査に努め, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め, 的確な企業結合審査に努め, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め, 的確な企業結合審査に努め, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め, 的確な企業結合審査に努め, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。
		① 企業結合の届出受理件数[275件] (注1)	① 同左[349件]	① 同左[264件]	① 同左[289件]	① 同左[295件]
		② 公正取引委員会ウェブサイトの企業結合公表事例集への掲載事例件数[9件]	② 同左[11件]	② 同左[10件]	② 同左[10件]	② 同左[11件]
		③ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集の事例1件当たりの頁数[8.9頁]	③ 同左[9.5頁]	③ 同左[6.2頁]	③ 同左[7.9頁]	③ 同左[8.1頁]
		④ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数(注2)[一件]	④ 同左[一件]	④ 同左[15,483件]	④ 同左[6,938件]	④ 同左[9,676件]
		⑤ 企業結合審査によって保護された消費者利益額(注3) [約1063億円]	⑤ 同左[約73億円]	⑤ 同左[約456億円]	⑤ 同左[約2億円]	⑤ 同左[約63億円]
年度ごとの目標値	的確な企業結合審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。					

(注1) 最終的に届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた件数を含む。

(注2) 当該年度を含めた過去2年間に掲載した企業結合公表事例集について, 当該年度におけるアクセス件数を集計したもの。平成23年度及び平成24年度においては, 当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。

(注3) 公正取引委員会では, 平成21年度から, 問題点を解消する措置が講じられなければ, 10%分の価格引上げが1年間継続して行われると仮定して, 企業結合審査によって将来保護される消費者利益を推定し, 公表してきている。

実績評価書資料

担当課 企業結合課

1. 評価対象施策

**独占禁止法違反行為に対する措置等
企業結合の迅速かつ的確な審査**

【具体的内容】

企業結合（株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等）について，届出等に基づいて，迅速かつ的確な企業結合審査を行い，独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに，主要な企業結合事例を公表することにより，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。

2. 施策の目標（目標達成時期）

企業結合（株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等）について，迅速かつ的確な企業結合審査を行い，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する（平成 25 年度～平成 27 年度）。

3. 評価の実施時期

平成 28 年 4 月～7 月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は，効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

- (1) 企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況
公正取引委員会は，独占禁止法第10条第9項（第15条第3項，第15条の2第4項，第15条の3第3項及び第16条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により，企業結合に関し必要な措置を命ずるために，独占禁止法第50条第1項の規定による通知

（意見聴取の通知）を行う場合には、第1次審査においては、届出受理の日から30日間内に行わなければならない、また、第2次審査へ移行した場合においては、届出受理の日から120日を経過した日と、必要な報告、情報又は資料（以下「報告等」という。）を全て受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内に行わなければならない。平成25年度から平成27年度までの間における上記期間内に処理した第1次審査及び第2次審査の件数の割合は、表1及び表2のとおりである。

表1 企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況（第1次審査）

平成25年度	平成26年度	平成27年度
100%	100%	100%

表2 企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況（第2次審査に移行したもの）

平成25年度	平成26年度	平成27年度
100%	100%	100%

企業結合計画を審査するに当たっては、法律又は経済に関する専門的知識・経験を有する職員を企業結合審査部門に配置し、より理論的かつ説得的な独占禁止法上の評価を行うため、法曹資格者及びエコノミストも企業結合審査部門に配置している。当該法曹資格者は、理論的かつ説得的な評価を行う必要がある案件において法学的観点からの意見を述べ、エコノミストは、報告等の要請を行った案件において必要かつ可能な場合には経済分析を実施したり、企業結合審査の担当官に対して経済分析手法に係る研修を実施するなど、その知見を活用して企業結合審査の質の向上に寄与している。

（注） 企業結合審査部門における法曹資格者の人数は2名、エコノミスト（経済学博士号取得者）の人数は1名である（平成28年3月末時点）。

また、海外の競争当局との間では、国際会議や定期的な意見交換の場を利用した知見の共有のほか国内外の市場に影響を与えるような国際的企業結合案件については、当該企業結合案件が競争に及ぼす影響についての考え方や問題解消措置について個別に情報交換を行っている（表3）。

表3 海外の競争当局と連携を行った事例（平成25年度～平成27年度）

年度	案件名	連携内容
平成25年度	サーモフィッシャーサイエンティフィック・インクとライフ・テクノロジーズ・コーポレーションの経営統合	米国連邦取引委員会、欧州委員会等との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。
平成26年度	ジンマーとバイオメットの統合	米国連邦取引委員会及び欧州委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。
平成27年度	インテルコーポレーションとアルテラコーポレーションの統合	欧州委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。
	エヌエックスピー・セミコンダクターズ・エヌビとフリースケール・セミコンダクターズ・リミテッドの統合	米国連邦取引委員会及び欧州委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。
	ウェスタンデジタルコーポレーションとサンディスクコーポレーションの統合	米国連邦取引委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。
	デナリホールディングスインクとEMCコーポレーションの統合	米国連邦取引委員会及び欧州委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

(2) 的確な企業結合審査，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止状況

ア 企業結合の届出受理件数

平成25年度から平成27年度までの間における企業結合の届出受理の件数は，表4のとおりであり，年間300件程度の届出を受理している。

表4 企業結合の届出受理件数

(単位：件)

年度	株式取得	合併	分割	共同株式 移転	事業等 譲受け	合計
平成25年度	218 (▲23.5)	8 (▲35.3)	14 (▲6.7)	3 (▲40.0)	21 (▲30.0)	264 (▲24.4)
平成26年度	231 (6.0)	12 (50.0)	20 (42.9)	7 (133.3)	19 (▲9.5)	289 (9.5)
平成27年度	222 (▲3.9)	23 (91.7)	17 (▲15.0)	6 (▲14.3)	27 (42.1)	295 (2.1)

(注) 括弧内は対前年度増加率(%)である。

また、独占禁止法第10条第9項等の規定に基づき、平成25年度から平成27年度までの間に届出を受理した案件の処理状況は、表5のとおりである。

表5 届出を受理した案件の処理状況

(単位：件)

年度	届出受理 件数	届出が取り下 げられた件数	第1次審査で 終了した件数	第2次審査に 移行した件数
平成25年度	264	3	257	4
平成26年度	289	11	275	3
平成27年度	295	8	281	6

届出受理件数のうち、報告等の要請を行った案件及び届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除く届出受理案件(平成25年度257件、平成26年度275件、平成27年度281件)については、いずれも届出受理の日から30日以内に独占禁止法上の問題はないと判断し、第1次審査を終了した。

また、報告等の要請を行い、第2次審査へ移行した案件は13件(平成25年度4件、平成26年度3件、平成27年度6件)であるところ、このうち、「ジンマーとバイオメットの統合」及び「王子ホールディングス株式会社による中越パルプ工業株式会社の株式取得」については当事会社が問題解消措置を講じることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断した(表6)。

表6 第2次審査に移行した案件一覧（平成25年度～平成27年度）

年度	案件名	処理結果
平成25年度	三菱重工業株式会社と株式会社日立製作所の火力発電システム分野の事業統合（届出1件）	独占禁止法上の問題はないと判断
	東京エレクトロン株式会社とアプライドマテリアルズインクの統合（届出3件）	第2次審査中に届出会社が届出を取下げ
平成26年度	ジンマーとバイオメットの統合（届出2件）	問題解消措置を前提に独占禁止法上の問題はないと判断
	王子ホールディングス株式会社による中越パルプ工業株式会社の株式取得（届出1件）	問題解消措置を前提に独占禁止法上の問題はないと判断
平成27年度	大阪製鐵株式会社による東京鋼鐵株式会社の株式取得（届出1件）	独占禁止法上の問題はないと判断
	日本製紙株式会社と特種東海製紙株式会社による段ボール原紙の共同販売会社の設立等（届出2件）	独占禁止法上の問題はないと判断
	出光興産株式会社による昭和シェル石油株式会社の株式取得（届出1件）	第2次審査中
	J×グループと東燃ゼネラルグループの経営統合（届出2件）	第2次審査中

（注1） 年度は、届出受理を行った年度を表す。

（注2） 一の統合計画につき、複数の届出がなされることがある。

（注3） 処理結果は、平成28年3月末現在のものである。

イ 公正取引委員会ウェブサイトの企業結合公表事例集

公正取引委員会は、企業結合審査の透明性及び予見可能性の一層の確保を図る観点から、平成5年度以降、毎年度、企業結合を計画している事業者等の参考となると考えられる主要な企業結合事例を企業結合公表事例集（以下「事例集」という。）として公表している。事例集には、特定の業種に偏ることなく様々な業種に係る案件、問題解消措置を講じることとした案件、国境を越えた市場画定を行った案件、経済分析を行った案件など多様な類型の案件を掲載するとともに、企業結合審査において考慮した事項が具体的にどのように競争に影響を及ぼすかについての記載や一定の取引分野等に係る記載を充実させているところである。

事例集では、個別の案件の審査結果、一定の取引分野の画定方法、企業結合審査において考慮した事項のほか、問題解消措置を講じることとなった案件については、問題解消措置の内容やこれに対する評価を、経済分析を行った案件については、分析手法と結果の概要を記載しているところ、平成25年度から平成27年度までにおける事例集の掲載事例件数及び事例1件当たりの頁数は表7のとおりである。事例1件当たりの頁数は、平成25年度から平成27年度にかけて、6.2頁から8.1頁となっており、より詳細な解説を行っている。

また、公正取引委員会ウェブサイトに掲載された事例集へのアクセス件数は、表8のとおりである。

なお、事例集は、幅広い内容の案件を掲載することに努めているため、最新のものだけでなく、それ以前のものも事業者の参考となるものである。したがって、各年度のアクセス件数は、当該年度に公表された事例集へのアクセス件数及びその前年度において公表された事例集へのアクセス件数を合計することにより算出した。

表7 事例集の掲載事例件数、事例ごとの頁数及び平均頁数（単位：件、頁）

	1～3 頁	4～6 頁	7～10 頁	11頁～	合計事例 件数	平均頁数
平成25年度事例集	1	6	2	1	10	6.2 (▲34.7)
平成26年度事例集	2	5	1	2	10	7.9 (27.4)
平成27年度事例集	1	4	3	3	11	8.1 (2.4)

（注） 平均頁数の括弧内は対前年度増加率（％）である。

表8 事例集の各年度のウェブサイトアクセス件数（単位：件）

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
アクセス件数	15,483	6,938	9,676

（注） 各年度のアクセス件数は、当該年度において公表された事例集へのアクセス件数及びその前年度において公表された事例集へのアクセス件数の合計である。

ウ 企業結合審査によって保護された消費者利益額

公正取引委員会が平成25年度から平成27年度までの間に審査を終了した企業結合審査案件のうち、問題解消措置を講じることを前提として独占禁止法上の問題はないと判断した案件は、①「エーエスエムエ

ル・ホールディング・エヌ・ビーとサイマー・インクの統合」(平成24年度届出受理,平成25年度審査終了),②「ジンマーとバイオメットの統合」(平成26年度届出受理,平成26年度審査終了)及び③「王子ホールディングス株式会社による中越パルプ工業株式会社の株式取得」(平成26年度届出受理,平成27年度審査終了)の3件である。これらの案件においては,当事会社の事業の第三者への譲渡等の措置が講じられており,問題解消措置を講じた一定の取引分野において,問題解消措置が講じられなければ,10%の価格引上げが1年間継続して行われることとなったと仮定すると,当該措置によって保護された消費者利益額は表9のとおりである。

なお,企業結合審査が行われていることを前提に,届出の段階や第1次審査の段階で,当事会社が企業結合計画が競争制限的とならないように措置を講じている事案もあることから,実際に保護された消費者利益の額は,本推定値より大きなものであると考えられる。

表9 企業結合審査によって保護された消費者利益

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
保護された消費者利益	約456億円	約2億円	約63億円
測定対象とした案件件数	1	1	1

(注) 消費者利益を推定するに当たっては,厚生損失(デッドウェイトロス(死荷重損失)ともいう。消費者が,競争を実質的に制限することとなる企業結合による価格高騰のために商品の購入を断念せざるを得なくなるという損失のこと。)を消費者利益とする考え方もあるが,本推定においては,問題解消措置を講じた一定の取引分野の市場規模の額に10%を乗じた額を消費者利益としている。

エ 企業結合審査結果の公表

公正取引委員会は,前記イの事例集とは別に,企業結合審査の透明性を一層高める観点から,第2次審査を行った案件等について,審査終了後に審査結果を公表してきている(表10)。

表10 公表案件一覧(平成25年度~平成27年度)

年度	案件名	備考
平成25年度	エーエスエムエル・ホールディング・エヌ・ビーとサイマー・インクの統合計画に関する審査結果について	平成24年度届出受理案件

年度	案件名	備考
	イオン株式会社による株式会社ダイエーの株式取得計画に関する審査結果について	平成24年度届出受理案件
	三菱重工業株式会社と株式会社日立製作所の火力発電システム事業の統合計画に関する審査結果について	
平成26年度	ジンマーとバイオメットの統合計画に関する審査結果について	
平成27年度	王子ホールディングス株式会社による中越パルプ工業株式会社の株式取得に関する審査結果について	平成26年度届出受理案件
	大阪製鐵株式会社による東京鋼鐵株式会社の株式取得に関する審査結果について	
	日本製紙株式会社と特種東海製紙株式会社による段ボール原紙等の共同販売会社の設立等に関する審査結果について	

6. 評価

(1) 必要性

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、企業結合のうち、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるものを規制している。

なお、届出を受理した企業結合については、前記5(1)の独占禁止法で定められている期間内に、当該企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを判断する必要がある。当該期間が経過すると、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合であっても、公正取引委員会が措置を採ることはできなくなることから、届出受理後、迅速な企業結合審査を行う必要がある。さらに、企業結合を計画している事業者は、市場の状況や動向を勘案しながら、当該企業結合を実施する時機を計画しており、事業者がこのような時機を逸することのないようにするためにも、迅速に企業結合審査を行う必要がある。

また、的確な企業結合審査が行われず、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならない企業結合まで禁止することとなれば、適法な経済活動が阻害されることとなる。したがって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合が規制されるよう

確な企業結合審査を行う必要がある。さらに、当事会社が事業活動を行っている取引分野は通常多岐にわたり、また、企業結合は事業経営上の様々な目的のために行われるものであるので、公正取引委員会から、一部の分野について独占禁止法上の問題がある旨の指摘をされたとしても、企業結合全体を断念することなく、当該問題を解消する措置を講じてでも企業結合を実施するニーズが当事会社側にはある。このため、当事会社から問題解消措置の申出があった場合には、それが独占禁止法上の問題を解消するために適切かどうかを的確に審査する必要がある。

(2) 有効性

ア 迅速な企業結合審査の実施

平成25年度から平成27年度の間に入出を受理した案件は、表4のとおり、それぞれ264件（平成25年度）、289件（平成26年度）、295件（平成27年度）であるところ、報告等の要請を行った案件及び届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除くものについては、いずれも30日の禁止期間（独占禁止法の規定により企業結合を実施してはならない期間）内に企業結合審査を終了している。

公正取引委員会の企業結合審査が規定の期間内に終了することにより、事業者は市場の状況や動向を勘案し、適切な時機に企業結合を実施することが可能となることから、届出から30日以内に企業結合審査を終えることは、公正かつ自由な競争の維持・促進に有効であるといえる。

また、届出会社から30日の禁止期間の短縮の申出があった場合であって、当該企業結合案件に独占禁止法上の問題がないときは、30日の禁止期間の短縮を認めることとしている。期間短縮を行った件数は、平成25年度は80件、平成26年度は119件、平成27年度は145件となっており、平成25年度においては、前年度と比較して件数が減少したものの、平成26年度、平成27年度は前年度と比較して増加している（表11）。特に平成27年度においては、届出受理件数（報告等の要請を行った案件及び届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除く。）の半数以上において期間短縮を行っている。

これらの案件については、より迅速な企業結合審査を行っており、公正かつ自由な競争を促進しているものと評価できる。

表11 禁止期間の短縮を行った件数

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
期間短縮を行った件数	80 (31.1%)	119 (43.2%)	145 (51.6%)

(注) 括弧内は各年度の届出受理件数（報告等の要請を行った案件及び届出会社の

事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除く。)に占める期間短縮を行った件数の割合である。

イ 的確な企業結合審査の実施

表6のとおり、公正取引委員会は、平成25年度から平成27年度の間、届出を受理した案件について、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるものであるか否かについての企業結合審査を行い、このうち13件については、詳細な企業結合審査を行うための報告等の要請を行うとともに、第三者からの意見書を受け付ける旨を明らかにした。これらの案件については、業界関係者や学識経験者からのほか、広く一般から寄せられた意見も踏まえながら審査しており、的確に企業結合審査を行ったといえる。

また、当該13件のうち、「ジンマーとバイオメットの統合」及び「王子ホールディングス株式会社による中越パルプ工業株式会社の株式取得」については、当事会社が問題解消措置を講じることを前提に、独占禁止法上の問題はないと判断した（このほか、平成24年度中に届出受理を行い、平成25年度に審査を終了した「エーエスエムエル・ホールディング・エヌ・ビーとサイマー・インクの統合」についても、当事会社が問題解消措置を講じることを前提に、独占禁止法上の問題はないと判断した。）。これらの案件については、当事会社が問題解消措置を講じることによって、当該企業結合が行われても独占禁止法上の問題が生じないようにすることができたものと考えられる。当事会社側にも一部の取引分野に関して問題解消措置を講じてでも企業結合を実施するニーズがあるところ、一部の取引分野に関しての問題解消措置を講じることによって、企業結合全体を断念することなく実施することができ、当事会社にとっても、有効な取組である。

このように、公正取引委員会は、届出を受理した案件についての的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進しているものと評価できる。

ウ 公正取引委員会ウェブサイトの企業結合公表事例集

表7のとおり、公正取引委員会は、毎年、事例集を公表しているところ、平成25年度から平成27年度までの間において、掲載事例件数は10件又は11件と同数程度であるが、事例1件当たりの頁数は6.2頁、7.9頁、8.1頁と増加しており、また、平成26年度以降の事例集においては経済分析の過程や結果を記載するなど、より詳細な解説となっている。事例集の解説を充実させることは、事業者等にとって今後の企業結合の参

考となり、予見可能性を高めるために有効であるといえる。

また、表8のとおり、事例集に係る公正取引委員会のウェブサイトにおけるアクセス数は、平成25年度は約15,000件、平成26年度は約7,000件、平成27年度は約10,000件と、いずれも高い数値で推移しており、事例集が実際に広く利用されているものと考えられ、事例集を公表することは、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるような企業結合を防止することにつながっているものと評価できる。

平成25年度に比べて平成26年度及び平成27年度のアクセス件数が少ない正確な理由は不明であるが、平成25年度に公表した事例集（平成24年度事例集）には2次審査に移行した案件等企業結合を検討する者や実務家の注目を集めた事例が多かったことが要因として考えられる。そのため、引き続き、事業者等の関心の高い事例を掲載するなど、掲載内容の充実に努める必要がある。

エ 消費者利益の保護

表9のとおり、平成25年度から平成27年度の企業結合審査によって、それぞれ約456億円（平成25年度）、約2億円（平成26年度）、約63億円（平成27年度）の消費者利益が保護されたと評価できる。

なお、平成26年度の消費者利益は、他年度と比べて少額となっているが、これは、「ジンマーとバイオメットの統合」において、問題解消措置の対象となった人工膝関節等の製造販売の市場規模が、他の案件と比べて小さいものであったためである。

企業結合審査によって保護される消費者利益の額は個々の企業結合計画の内容に左右されるものではあるが、競争を制限することとなる企業結合によって消費者に不利益を与えることのないよう、的確な企業結合審査を行う必要がある。

オ 企業結合審査の結果の公表

公正取引委員会は、事例集のほかに個別の案件の審査結果についても公表しているところ、平成25年度ないし平成27年度に公表した個別の案件のアクセス数は、表12のとおり、掲載から平成28年3月までの合計で約38,000件となっている。

なお、平成26年度の公表案件は、1件（ジンマーとバイオメットの統合計画に関する審査結果について）であるところ、当該案件は、年度末である平成27年3月25日に公表したことから、平成27年度のアクセス件数は平成26年度を上回っている状況となっている。

表12 各年度の公表案件へのアクセス件数

	アクセス件数			
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
平成25年度の公表案件	12,699	4,286	3,729	20,714
平成26年度の公表案件	—	1,748	5,967	7,715
平成27年度の公表案件	—	—	9,413	9,413
合計	12,699	6,034	19,109	37,842

このように、企業結合審査の結果を公表することにより、法的措置が採られなかった案件についても、独占禁止法の執行の状況が明らかになり、また、企業結合を計画している事業者は、個別の案件の審査結果を参考としながら、独占禁止法上の問題がある企業結合を計画することを未然に防止することができるものと考えられる。

公表内容についても、企業結合審査の経緯及びその審査結果について詳細に公表することによって、企業結合審査における独占禁止法の考え方及び企業結合審査の流れが明らかとなり、企業結合を計画している事業者の参考となったものと評価できる。特に企業結合審査の経緯の公表については、平成23年度の企業結合規制の見直しの内容の一つである届出会社と公正取引委員会とのコミュニケーションの充実に関する具体的な取組が明らかとなり、企業結合を計画している事業者の参考となったと評価できる。

(3) 効率性

前記5(1)のとおり、平成25年度から平成27年度までにおける届出書についての法定手続に基づく企業結合審査については、定められた期間内（第1次審査においては「届出の受理後30日以内」、第2次審査においては「全ての報告等の受理後90日以内」）に全ての案件が処理されており、目標値を100%達成したことで、企業結合審査が効率的に行われたものと評価できる。

また、法学的・経済学的な観点からの分析や評価が必要な案件については、法律・経済に関する専門的知識を活用しながら企業結合審査を行っている。海外の競争当局との間では、国際会議や定期的な意見交換の場を利用した知見の共有のほか国内外の市場に影響を与えるような国際的な企業結合案件については、当該企業結合案件が競争に及ぼす影響についての考え方や問題解消措置について個別に情報交換を行っているところ、このような専門的知識や情報は企業結合審査に活用されており、効率性の観点からも評価できる。

さらに、平成25年度から平成27年度までの3年間に企業結合審査に要した費用^(注)は約12億円であるところ、前記(2)エのとおり、平成25年度から平成27年度の企業結合審査により保護された消費者利益は約521億円であり、この間に企業結合審査に要した費用を大幅に超えるものとなっている。

(注) 各年度における公正取引委員会予算のうち、企業結合審査業務に携わる職員の人件費及び企業結合業務に係る経費。

(4) 総合的評価

ア 目標の達成度合いの測定結果

- (7) 各行政機関共通区分
相当程度進展あり

(イ) 判断根拠

企業結合計画の届出を受理した案件については、届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除き、全ての案件について目標の処理期間内に処理を行っていることから、具体的な数値目標を達成している。

その他の指標をみると、「企業結合公表事例集の事例1件当たりの頁数」、「公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数」及び「企業結合審査によって保護された消費者利益額」については、各年度間でばらつきがあるものの、おおむね高水準で推移しており、企業結合の迅速かつ的確な審査が、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で相当程度寄与したものと考えられる。

イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要かつ有効であり、また、その活動は効率的であったと評価できる。

なお、表11のとおり、禁止期間の短縮を行った件数の増加は、公正取引委員会が、迅速に企業結合審査を行ったことの表れであると考えられるが、企業結合審査の迅速性に対する当事会社のニーズは高いことから、引き続き重点を置く必要がある。また、今後とも経済学の知見を中心に専門的知識を活用する必要がある企業結合案件に適切に対応するとともに、事業者の参考となる情報提供などを積極的に行っていく必要がある。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(7) 施策

引き続き、企業結合について、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進していくこととする。

(イ) 測定指標

本件取組は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要であり、かつ、一定の有効性及び効率性があったと評価できる。そのため、各指標とも現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していくこととするが、事例集については、一般国民への影響が大きい案件や問題解消措置を採った案件といった注目度の高い案件を記載するなどの記載案件の選択も含め、社会のニーズに合った事例集となるよう、掲載内容の充実に努める。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 平成 26 年度の公表案件のアクセス数について、平成 26 年度よりも平成 27 年度が上回っているが、理由があれば説明を追記していただきたい。 (意見を踏まえ、実績評価書について所要の修正を行った。)</p>	若林委員
<p>○ 個別の企業結合審査結果の検証についても行っていく必要があるのではないか。 (企業結合審査の事後検証についてはこれまでも競争政策研究センターの共同研究等で行ってきており、今後必要に応じて事後検証を検討していく旨回答した。)</p>	田中委員
<p>○ 迅速な企業結合審査の測定指標について、現在は法定の期限内に処理をした案件の割合で測定を行っているが、案件の平均処理期間も測定指標に加えてはどうか。 (必要な処理期間は案件の困難性によって異なるため、測定指標として設定するのは困難である旨回答した。)</p>	柿崎委員